◆保育所等入園申込みに必要な書類

（１）「教育・保育支給認定申請書兼保育所等利用申込書」一式（オンライン申請の場合は不要）

（２）保育施設入所申込みチェックシート（重要事項確認票）兼提出物確認チェック票（オンライン申請の場合は不要）※該当事項にチェックがないと、申請が無効となる場合があります。

（３）保育を必要とする要件を証明する書類（下記参照）

※保護者それぞれに保育を必要とする要件を証明する書類が必要です。

※不足書類がある場合や、記入内容に不備がある場合は受付できません。

保育の必要性の要件	必要書類
就労（被雇用）の方	①就労証明書
就労（自営業）の方	①就労状況申告書　②添付書類（就労状況申告書の裏面参照のうえ、自営および収入を証明する書類等）
育児休業から復職される方	就労証明書（育休期間および復職予定日の記載があるもの）
産前産後休業から復職される方	就労証明書（産前産後休業期間および復職予定日の記載があるもの）
就労（内定）の方	就労証明書（就労開始予定日の記載があるもの）
求職活動中の方（起業準備を含む）	なし
出産の方	母子健康手帳の表紙（保護者の氏名の記載があるもの）と分娩（出産）予定日が記載されているページ（写し）
保護者が病気・障がいの方	①事実申立書 ②障害者手帳等（写し）又は医師の診断書
（同居親族の）介護・看護がある方	①事実申立書 ②タイムスケジュール表（ケアプラン・サービス等利用計画等）
災害の復旧にあたっている方	①事実申立書　②り災証明書等
就学の方	①在学証明書　②時間割・授業カリキュラム等（写し）
その他の理由	保育課までお問合せください。

※各様式は逗子市ホームページからダウンロードできます。

■該当する方は以下の書類も用意してください(提出がない場合、調整加点等の対象外です)。

① 生活保護世帯の方	生活保護受給証明書
② 65歳未満の祖父母と同居しているが保育にあたれない要件がある場合	**就労証明書又は就労状況申告書・診断書等** **※提出がない場合は減点**となります。
③ 入園希望の子どもが認可外保育施設を利用している場合	認可外保育施設の利用証明書 ※市内認可保育施設に申し込んだが入園できず、市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週３日以上かつ１日４時間以上かつ週16時間以上利用している場合（市外在住者を除く） ※入園希望月の直近３か月以上の利用実績がある場合のみ
④ ひとり親家庭の方	戸籍謄本・児童扶養手当証書等
⑤ 入園を希望のお子さんが障がいを有する場合	下記の手帳いずれか１つ（写し） 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
⑥ 市内保育従事者	保育業務に係る申立書
⑦ 保護者に長期の不在が見込まれる場合（6月以上）	単身赴任証明書、診断書等
⑧ 入園希望の子どもが未出生の場合（4月入園のみ）	母子健康手帳の表紙（保護者の氏名の記載があるもの）と分娩（出産）予定日が記載されているページ（写し）
⑨ 逗子へ転入される方	下記の転入予定が分かる書類いずれか１つ（写し） 賃貸借契約書・不動産売買契約書 ※入園希望の前月末日までの転入手続きが必須です。 ※申請方法の詳細は、P13を参照してください。
⑩ 逗子から転出される方	転出先の市区町村の保育担当課に事前に問合せてください。 ※申請方法の詳細は、P13を参照してください。

（４）保育料（利用者負担額）等の算定に必要な書類

※令和６年１月１日以前から逗子市に住民登録のある方は提出不要です。

●令和７年４月～同年８月入園を希望し、令和６年１月１日現在、逗子市に住民登録がない方

*令和６年度市区町村民税課税（非課税）証明書

●令和７年９月～令和８年３月入園を希望し、令和７年１月１日現在、逗子市に住民登録がない方

*令和７年度市区町村民税課税（非課税）証明書

※「課税（非課税）証明書」は、転入前の市区町村の課税担当課に発行を依頼してください。

※期日までの提出がなければ、保育料は最高額で決定することがあります（父・母の分が必要です）。

※０～２歳児クラスは保育料、３歳児クラス以上は副食費の算定事務等に提出書類を使用します。

※海外で収入がある方は、海外収入と社会保険料等を証明する書類（W2等）をご提出ください。

■市外にお住いの方の申込み方法

住民登録のある市区町村の保育担当課を通じての申込みとなります。

逗子市への申込み期限を担当者に伝え、お住いの保育担当課への提出期限を事前に確認してください。

※申込書が申込期限を過ぎて逗子市に到着した場合、いかなる理由があっても申請は受け付けません。

※一部の市区町村では取り扱いが異なりますので、必ずお住いの保育担当課へ確認してください。

注意事項

- 申込書一式は、転入前の市区町村に確認のうえ、逗子市の書式で申込んでください。
- 市外の書式で申込まれた場合、転入後、早急に逗子市保育課の窓口で、再度、逗子市の様式で申し込んでください。
- 転入の予定を証明する書類として、「賃貸借契約書」（写し）または「不動産売買契約書」（写し）を提出してください。提出がない場合は、転入予定がないものとし、選考の際に減点対象となります。
- 逗子市の実家等に転入する場合、居住先の方の申立書の提出が必要です。所定の様式はありませんので、「転入（予定）日」、「転入先住所」、「転入先の方の証明者氏名（自署又は押印）」、「申立日」の記入があるものをご自分で作成してください。
- 逗子市への転入後も、提出のあった「就労証明書」のとおりに就労されるものとして選考を行います。入園決定後に別の就労先で勤務する等、「就労証明書」と就労の状況が異なることが判明した場合、入園の内定は取り消しとなります。転入後に新たな就労先に勤務予定の方は、転入後の勤務先の「就労証明書」を提出してください。
- 保育所に内定した場合、入園月の前月末までに逗子市への転入手続が必須です。転入手続きが行われていないことが判明した場合は、入園の内定は取り消しとなります。
- 転入予定のない方は、４月入園の１次申請に申込めません（１次申請受付期間中に提出があった場合でも、２次申請からの選考対象となります）。

■市外の保育所への申込み方法

逗子市に住民登録されている場合は、逗子市保育課へ申し込みをしてください。

申込先市区町村の保育担当課へ、申し込み期限を事前に確認のうえ、期限の１週間前までに逗子市保育課へ書類を提出してください。

注意事項

- 申し込みに必要な書類は、事前に申込先市区町村へご自分で確認してください。
- 申込先市区町村の条件を満たさない場合は、審査の対象外となる可能性があります。
- 市内と市外の保育所への申込みを同時に行う場合、「希望園順位表（市外含む）」を提出してください。
- 市外の保育所への申込みをされている方が、逗子市から転出した場合、市外への申込みは取り下げ扱いとなります。転出後も保育所等の入園を希望する場合、転出先の保育担当課で手続きをしてください。